

意見書案第19号

COP26の議論をふまえ温室効果ガス排出削減を求める意見書の提出について別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 田中喜克 殿

COP26の議論をふまえ温室効果ガス排出削減を求める意見書

国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）は、成果文書「グラスゴー気候合意」を採択して閉幕した。世界の気温上昇を産業革命前と比べて「1.5度に抑える努力を追求する」と明記した。二酸化炭素（CO₂）を大量に出す石炭火力発電については、表現が当初案の「段階的廃止」から後退したものの「段階的削減」となった。いわゆる「パリ協定」に基づき、1.5度目標達成のためには、2030年までに温室効果ガスの排出を半減し、50年までに実質ゼロにする必要がある。CO₂排出世界第5位の日本こそ、脱炭素に向けて責任を果たさなければならない。

しかし政府が発表した第6次エネルギー基本計画では、2030年度の発電量の19%を石炭火力に依存するとしており、石炭火力発電所の新增設を計画している。これでは長期にわたってCO₂を大量に排出し続けることになり、世界の流れに逆行しかねない。

COP26での「グラスゴー気候合意」では、各国に2030年までの排出削減目標を2022年度末までに再検討し強化することを求めている。

日本でもエネルギー消費を4割減らし、再生可能エネルギーで電力の50%をまかなえば、2030年度までに2010年度比で50%から60%削減することができる。そのためには、化石燃料に依存する社会から一刻も早く脱却し持続可能なエネルギーシステムに転換していくことが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

内閣総理大臣

財務大臣 あて

文部科学大臣

意見書案第20号

インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 田中喜克 殿

インボイス制度の実施中止を求める意見書

2019年10月の消費税10%への引き上げにともない、2023年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されることになった。インボイス制度は、仕入税額控除を受けるための新たな改正である。今年10月1日からはインボイス発行事業者の登録申請が始まった。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、中小事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。

新型コロナウイルス感染症の影響で、中小事業者が経営難に苦しみつつも事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでいる中、インボイス制度の導入により更なる負担が課されることになれば、経営意欲を失い、廃業を選択する中小事業者が増加し、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながりかねない。

日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人からも、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

よって、政府においては、中小事業者や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度実施の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 あて

経済産業大臣

意見書案第21号

衆議院議員選挙制度における格差是正方式の見直しおよび地方の声を聞く抜本的な改革を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年12月13日

提出者	甲賀市議会議員	小 河 文 人
賛成者	同	戎 脇 浩
同	同	西 村 慧
同	同	田 中 將 之
同	同	山 岡 光 広

甲賀市議会議長 田 中 喜 克 殿

衆議院議員選挙制度における格差是正方式の見直しおよび
地方の声を聞く抜本的な改革を求める意見書

衆議院小選挙区選出議員の選挙区については、平成28年5月衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、衆議院選挙の定数削減と、いわゆる「一票の格差」の是正措置が講じられた。

これにより、各都道府県の区域内の選挙区の数、令和2年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果をもとに「アダムズ方式」により配分されることとなった。

本年11月30日に、令和2年の国勢調査の人口等基本集計結果の確定値が公表されたが、その結果に基づいた配分によると「10増10減」となり、滋賀県においては現行の衆議院小選挙区が4選挙区から3選挙区へ減少するとされている。そして今後、衆議院選挙区画定審議会は来年6月までに、全ての知事からの意見を踏まえ、区割り改定案を勧告。政府はこれを受けて公職選挙法改正案を国会に提出することとなっている。

もとより、一票の格差の是正は重要な課題である。しかしながら、地方創生の重要性が高まっているにもかかわらず、地方の実情を知る国会議員の比率が低くなり地方の意見が届きにくくなれば、過疎化、少子高齢化や人口減少といった課題の解決は遠のき、今後の我が国の行く末に大きな影響を与えることになる。

したがって、国政選挙においては、単純に人口に比例した定数配分とするのではなく、地方の意見が十分に反映されるよう、制度を構築しなければならない。

よって、国会および政府におかれては、衆議院小選挙区選出の選挙区改定に向けた現在の検討を見直し、改めて地方の意見を広く聞きながら十分に議論を重ね、抜本的な選挙制度改革を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣